

作成日 令和7年12月1日

令和8年度 施行

公共施設ごみ収集運搬処理業務委託

(総務課 危機対策係)

公示用

公共施設ごみ収集運搬処理業務委託

項目	単価	数量	単位	金額	備考
通常収集運搬分					
車両費 パッカー式じん芥車 3t以上		104	日		
2tトラック		12	回		
人件費		52	日		
人件費		12	回		
燃料費		2484	リットル		
小計					
諸経費					
再計					
消費税 10%					
合計					

公共施設ごみ収集運搬処理業務委託対象施設

No.	施設名	所在地	所管課	備考
1	役場庁舎	東2条2丁目14番地	総務課	
2	上美生農村環境改善センター	上美生市街	都市経営課	
3	ひだまり保育所	新生南6線25番地1	子育て支援課	
4	上美生保育所	上美生市街	子育て支援課	
5	めむろ西子どもセンター	西4条4丁目1番地	子育て支援課	
6	めむろ子どもセンター	東4条南4丁目1番地	子育て支援課	
7	保健福祉センター（あいあい21）	東4条4丁目	健康福祉課	
8	ふるさと交流センター	上美生市街	教育推進課	
9	発達支援センター	東6条南4丁目1	子育て支援課	
10	学校給食センター	東7条南3丁目	教育推進課	
11	芽室小学校	東4条南2丁目	教育推進課	
12	芽室西小学校	西3条6丁目	教育推進課	
13	芽室南小学校	新生南6線25番地	教育推進課	
14	上美生小学校	上美生市街	教育推進課	
15	芽室中学校	東6条南3丁目	教育推進課	
16	芽室西中学校	芽室南2線32番地2	教育推進課	
17	上美生中学校	上美生市街	教育推進課	
18	図書館	東3条3丁目	生涯学習課	
19	ふるさと歴史館（ねんりん）	美生市街	生涯学習課	
20	浄水場	東3条南5丁目1	水道課	
21	消防庁舎	東2条3丁目	消防署	
22	芽室町斎場	上伏古10線8番地	環境土木課	

公共施設ごみ収集運搬処理業務委託仕様書

公共施設ごみ収集運搬処理業務委託契約書第1条に規定する業務内容及び方法は、この仕様書の定めるところによる。

ただし、現場の状況に応じ本書に記載されていない事項であっても、委託者が必要と認めた軽微な作業については、受託者は契約金額の範囲内で実施するものとする。

1 業務の内容

公共施設（事業系）から排出する廃棄物の収集運搬にあたっては、受託者所有のパッカー式じん芥車（3 t 以上）及び平ボディ車（2 t 以上）を使用し、委託者が定める公共施設の可燃物・不燃物及び産業廃棄物を収集運搬し、搬入場所は一般廃棄物については、十勝環境複合事務組合が設置する「くりりんセンター」とし、産業廃棄物については「産業廃棄物処理施設」とする。また、収集運搬の際は、ごみの飛散・悪臭防止を心がけ、常に衛生的に業務を行うものとする。

2、収集日及び収集区域・収集時間

（1）通常の収集日は週1回（火曜日（祝日含む））とし、あらかじめ委託者が定めた公共施設の廃棄物を収集するものとする。

（2）産業廃棄物の収集日は、月1回とし、委託者の指示によるものとする。

（3）収集時間については、午前8時45分から午後5時30分までとする。

3、業務従事者の通知

受託者は、この業務に従事する従事者氏名を書類により委託者に提出すること。

4、実績報告等

受託者は、毎月末日終了後、速やかに、当該1か月の委託業務の処理状況を記載した実績報告書（各施設処理量集計表・計量伝票及び産業廃棄物管理票等）を委託者へ提出すること。

5、巡回経路の変更等

受託者は、工事等で巡回経路を変更しようとする場合は委託者と協議するものとする。

6、事故報告

作業実施中、故意若しくは過失により損害を与えたとき、又は、事故に遭遇した場合は直ちに委託者へ報告する。

ただし、人命等に関わる事故の場合は人命救護を優先し、その後速やかに委託者へ報告すること。

7、その他

受託者は、作業実施にあたって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、火気及び危険物等に十分注意すること。

また、作業実施にあたって、交通事故及び作業中の事故には、十分注意すること。